

～遊漁船業者変更届出書類一覧～

<p><b>1. 遊漁船業者登録事項変更届出書（別記様式第5号）</b> ※手数料は必要ありません</p>
<p><b>2. 届出者の本人確認書類</b>          (運転免許証や健康保険証、小型船舶操縦士免許等の写し)          ※届出者と提出者が異なる場合は、提出者の本人確認書類も併せて提出して下さい</p>
<p><b>3. 1、2に加え、変更事項ごとに以下の書類が必要です</b></p>
<p><b>(1) 遊漁船業者の名称及び住所の変更</b>          ①個人の場合は住民票妙本またはこれに代わる書面          (運転免許証や健康保険証、小型船舶操縦士免許等の写し)          ②法人の場合は登記簿謄本（現在事項全部証明書）</p>
<p><b>(2) 営業所の名称及び所在地の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る）</b>          ①登記簿謄本（現在事項全部証明書）</p>
<p><b>(3) 遊漁船の変更</b>          ①船舶検査証書の写し（※裏面の記載がある場合は、裏面の写しも必要）          ②損害賠償保険の保険証券の写し等          ※保険の申し込み後、保険証券が発行されるまでに時間を要する場合、保険加入の申込書の控えと保険料の領収書でも可</p>
<p><b>(4) 法人役員の変更</b>          ①登記簿謄本（現在事項全部証明書）          ②新たに役員となった者に係る住民票の妙本またはこれに代わる書面          (運転免許証や健康保険証、小型船舶操縦士免許等の写し)          ③誓約書（別記様式第2号）</p>
<p><b>(5) 未成年者の法定代理人の氏名及び住所の変更</b>          ①新たに法定代理人となった者に係る住民票の妙本またはこれに代わる書面          (運転免許証や健康保険証、小型船舶操縦士免許等の写し)          ②誓約書（別記様式第2号）</p>
<p><b>(6) 遊漁船業務主任者の氏名の変更、追加</b>          ①新たに選任された遊漁船業務主任者に係る住民票の妙本またはこれに代わる書面          (運転免許証や健康保険証等、小型船舶操縦士免許等の写し)          ②新たに選任された遊漁船業務主任者に係る海技免状又は小型船舶操縦士免許の写し          ※「特定」の標記があること          ③遊漁船業務主任者の実務経験または実務検証を証する書面（別記様式第3号）          ④遊漁船業務主任者を養成するための講習会を受講したことを証する修了証明書の写し          ⑤誓約書（別記様式第3号の2）</p>
<p><b>(7) 損害賠償の内容の変更</b>          ①船舶検査証書の写し（※裏面の記載がある場合は、裏面の写しも必要）          ②損害賠償保険の保険証券の写し等          ※保険の申し込み後、保険証券が発行されるまでに時間を要する場合、保険加入の申込書の控えと保険料の領収書でも可</p>